

1 保険料率（年間）

保険料率は県内均一です。医療分と子ども分では、保険料額の計算方法は同じですが、均等割額、所得割率、賦課限度額が異なります。

【令和8年度】

・医療分

$$\begin{array}{ccc} \text{被保険者均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 54,843\text{円} & & \text{(被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等)} \\ & & \times 9.53\% \\ \hline & = & \text{年間保険料額} \\ & & \text{(賦課限度額85万円)} \end{array}$$

・子ども分

$$\begin{array}{ccc} \text{被保険者均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 1,370\text{円} & & \text{(被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等)} \\ & & \times 0.25\% \\ \hline & = & \text{年間保険料額} \\ & & \text{(賦課限度額2万1千円)} \end{array}$$

2 保険料の計算方法

被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」があります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

医療分と子ども分を各々計算し、合計した額が保険料額となります。

3 保険料の軽減措置

(1) 所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

(医療分)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7.2割	15,356円
43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	27,421円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	43,874円

(子ども分)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	411円
43万円+31万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	685円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	1,096円

ア 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。(年度途中に資格取得された人は資格取得日)

イ 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

ウ 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方(医療分は7.2割軽減、子ども分は7割軽減。)が優先されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。